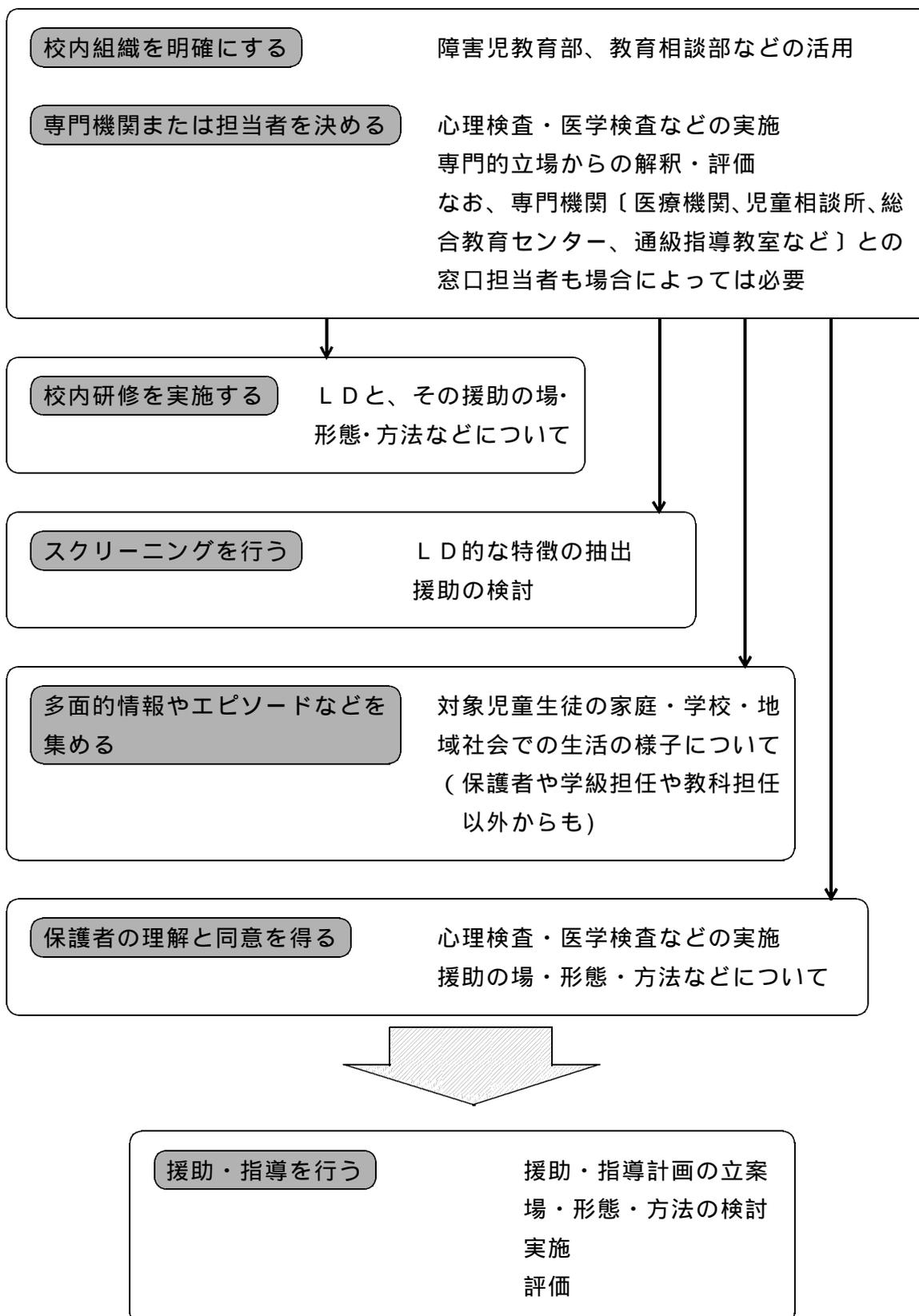


## エ 援助の場・形態・方法などを検討する手順と留意事項

実態の把握とそれに応じた援助の場・形態・方法の検討を組織的に行う手順は、以上のことから次のようにまとめられます。



なお、事例6は、担任だけ(夏季休業中の補充学習)では対応しきれない学習の困難を示す児童の個別指導を、さらに進めるために、校内組織(この事例では障害児教育部会)において、とりだし指導を検討し実施したものです。学級担任の工夫による個別指導に加えて、担任外教員によるとりだし指導の形態を採用した事例です。この事例では、心理検査は保護者が消極的なので実施できず、担任の補充学習やとりだし指導で成果を上げることを先行させながら、保護者の理解を得る面談を行っています。他の事例では、児童は初期の主訴として言葉や情緒における課題があったため、まず通級による指導の対象となっています。その経過の中で心理検査などによって、LD的課題も明らかになりその対応が行われています。先行研究では複数教員による指導を活用した報告もあります。

また、組織的な段階の援助を実施する上での留意事項は、これらの事例における実践から次のようにまとめることができます。

#### 留意事項

学校体制としての組織的な共通理解

該当児童生徒の理解(個別的援助や検査を受ける目的・内容、援助の場・形態など)

同級生や周囲の児童生徒の理解(同上及び配慮事項)

保護者の理解と同意

そのためのスモールステップを踏んだ指導(事例6では授業時間内のとりだし指導の前に、夏季休業期間を利用した個別指導や面談の積み上げを行っている。)

平成8年度の当センターによる実態調査では、個別指導の形態での援助が必要だと学級担任が考えた児童261名のうち、既に通級による指導やとりだし指導など組織的な段階の援助を受けている児童は約46%(120名)でした。

残りの約54%(141名)の児童は、必要としながらもまだ援助が行われていないこととなります。調査実施校が通級指導教室のある学校であったことを考慮すれば、すべての学校を対象とした場合、その割合はさらに大きくなることが推測され、組織的な段階における個別指導の形態での援助について研究をさらに進める必要があります。